平成２５年（フ）第２８８号
香川県高松市木太町3905番地　アメニティハイツ14　501号、開始決定時の住所香川県木田郡三木町大字下高岡3914番地11
破産者　山路　　康
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８２号
高知県南国市立田925番地３
破産者　川村奈美香
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４４号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘１丁目31番地10　ＰＩＮＥビルⅡ302号
破産者　田中　清隆
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１６号
札幌市西区福井５丁目21番13号　中村マンション102号
破産者　佐々木直美
1　破産債権の届出期間　平成27年７月16日まで
2　一般調査期日　平成27年８月17日午前11時30分
平成27年６月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７６号
鹿児島県鹿児島市吉野町2085番地４　ニューセジュール向井Ｂ棟201号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目67番１号
破産者　二宮　健一
1　破産債権の届出期間　平成27年７月16日まで
2　一般調査期日　平成27年７月29日午後２時
平成27年６月25日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４４５号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町３番８－1203号
破産者　溝神　篤子
1　破産債権の届出期間　平成27年７月16日まで
2　一般調査期日　平成27年８月５日午後２時
平成27年６月25日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５０７号
大阪府阪南市箱作1735番地の１－２棟105号、前住所大阪府阪南市箱の浦510番地の42
破産者　関野　功治
1　破産債権の届出期間　平成27年７月24日まで
2　一般調査期日　平成27年９月14日午後１時30分
平成27年６月24日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４３２号
愛知県春日井市西高山町１丁目２番地13
破産者　坂本　高晴
1　破産債権の届出期間　平成27年７月27日まで
2　一般調査期日　平成27年10月８日午前10時25分
平成27年６月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４２０号
最後の住所大阪市北区中崎２丁目８番13号香門ハイツ203号
破産者　被相続人亡辛島孝相続財産
1　破産債権の届出期間　平成27年７月30日まで
2　一般調査期日　平成27年９月17日午後２時
平成27年６月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７５７号
堺市堺区南安井町６丁２番19号、商業登記簿上の本店所在地大阪府岸和田市上野町東２番31号
破産者　株式会社牧野酒販
1　破産債権の届出期間　平成27年７月31日まで
2　一般調査期日　平成27年９月10日午後２時30分
平成27年６月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０号
群馬県前橋市南橘町８番地　Ｙ－105号
破産者　中林　奉江
1　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
2　一般調査期日　平成27年９月１日午前10時30分
平成27年６月26日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９９１号
堺市西区浜寺石津町東３丁８番10号、前住所堺市中区深井中町1107番地18
破産者　泉　　利行
1　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
2　一般調査期日　平成27年10月１日午前10時30分
平成27年６月18日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６６９号
堺市北区百舌鳥赤畑町２丁68番地
破産者　金正　康次
1　破産債権の届出期間　平成27年８月14日まで
2　一般調査期日　平成27年10月22日午前10時30分
平成27年６月25日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４９８号
大阪府松原市別所４丁目11番12号
破産者　津村化工株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年８月27日まで
2　一般調査期日　平成27年10月15日午前10時30分
平成27年６月25日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会等の期日

平成２３年（フ）第１６７４９号
埼玉県川口市上青木１丁目21番９号
破産者　旭電線株式会社
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午後１時30分
平成27年６月22日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２７年（フ）第１８７９号
神奈川県相模原市中央区淵野辺４丁目15－17－305、開始決定時の住所東京都中央区佃２丁目１－２－910
破産者　山本　　実
審尋期日　平成27年８月26日午前11時
平成27年６月24日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第１８号
東京都品川区西五反田４丁目３番９号
再生債務者　株式会社アース
1　決議に付する再生計画案　平成27年６月15日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成27年８月11日午前11時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成27年８月３日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成27年７月28日
平成27年６月24日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２３年（再）第３号
埼玉県川越市小ケ谷字広町810番地１、開始決定時の本店所在地埼玉県川越市石原町２丁目３番地５
再生債務者　株式会社昭和
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
(1)　監督委員が選任されている。
(2)　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年６月24日
さいたま地方裁判所第３民事部